

【意見】

私は勤めをしながら木田の田んぼで農業をしています。圃場整備も済み田んぼの脇にはりっぱな道路がありますが、交通量が非常に多くバイパス状態になっています。最近4t車で積載状態で1日に何回もかなりのスピードで通過する車があります。道路の舗装状態を見ると、トラックのタイヤ幅でかなりのひび割れが確認できます。この冬を越した頃には凍みあがり穴があくのでは。通過トラックの規制は無理でしょうか。指定車輛は除く。寺久保坂出口手前200Mのカーブが特にひどい。トラクター等機械で走行中に邪魔にされるのも迷惑です。できましたらゴミ捨て対策も願います。

男：50代：市内在住

【回答】

貴重なご意見をいただきありがとうございます。

道路における車両の通行につきましては、道路交通法により規定されていますが、現場道路は幅4メートル程の1車線道路で、ご意見にありますとおり貨物自動車等の通行規制はなされておられません。速度制限についても同様です。交通規制は、警察署（公安委員会）が道路状況や車両の交通量、周辺事情などを考慮して行いますので、警察署へ参考情報として提供いたします。

なお、交通規制は交通の安全（危険防止）のために実施するもので、道路施設の管理（路面の損耗等）を理由とするのは難しいと思われまます。

また、道路沿いに設置されている「農耕車優先」の表示は交通規制標識ではなく、法的拘束力はありませんので、利用する皆様が譲り合って、交通事故防止に努めていただきますようお願いいたします。

次に、ごみ捨て対策についてであります。廃棄物(ごみ)の不法投棄及びポイ捨て等は、広報や回覧等で随時市民の皆様にも周知し、不法投棄等が絶えない場所には禁止看板を設置させていただいております。今後も沼田市環境保健協議会との連携を密にし、不法投棄等の監視を行っていきたくと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

担当：市民部生活課・環境課